

釧路市の物品の購入に係る一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

2024年（令和6年）4月25日

釧路市長 蝦名大也

記

1 入札に付する事項

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 物件名 | レーザー彫刻機 物件 |
| (2) 納入期限 | 2024年（令和6年）8月7日（水） |
| (3) 納入場所 | 釧路工業技術センター |
| (4) 物件詳細 | 別紙仕様書のとおり |

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4に該当しないこと。
- (2) この公告の日以前に2年以上の営業期間があること。ただし休業又は転廃業により事業の中断があるときは、当該中断期間を営業期間から除くものとする。
- (3) この公告の日より前1年以内における製造、販売等の事業高（営業実績）があること。
- (3) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (5) 2023・2024年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載されており、取扱品目「0204 工作用機械」の認定を受けていること。
- (6) 釧路市内に本店又は釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿において入札・契約締結等の委任を受けている主たる営業所等を有していること。

3 入札参加申請

- (1) この入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

① 申請書類

- ア 一般競争入札参加確認申請書（様式1）
- イ 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式2）（該当する場合のみ提出すること。）

② 提出期間

2024年（令和6年）4月25日から2024年（令和6年）5月10日までの釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「釧路市の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

③ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電 話 0154-31-4508

メール ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp

④ 提出方法

持参又は送付によること。なお、送付については、配達証明郵便、信書便のうち配達証明郵便に準ずるものその他これらに相当するものとし、提出期間に必着のこと。

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、この告示の日からダウンロードするものとする。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者は、入札に参加することができない。

(4) その他

① 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書類は、提出者に無断で目的外に使用しない。

③ 提出された申請書類は、返却しない。

4 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）を電子メールにより通知する。

(1) 通知日時

2024年（令和6年）5月13日 午前10時から午後1時まで。

(2) その他

① 通知日の翌日において、いまだ通知がない場合は、3の(1)③に連絡し確認すること。

② 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、釧路市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合には、2024年（令和6年）5月14日までに書面（任意様式）を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は釧路市総務部契約管理課契約担当に持参にて提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、2024年（令和6年）5月15日までに回答する。

6 仕様書の質問等

(1)仕様書等に対する質問がある場合には、次のとおり所定の質問書（様式3）を受付場所へ持参、送付又は電子メールにより提出すること。

① 受付期間

3の(1)②と同じ。

② 受付場所

3の(1)③と同じ。

(2) (1)の質問があった場合においてのみ、質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。また、釧路市役所ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

2024年（令和6年）5月13日午前10時から2024年（令和6年）5月16日の午後5時までの釧路市の休日を除く毎日。

イ 閲覧場所

3の(1)③と同じ。

7 入札執行日及び場所

(1) 入札日 2024年（令和6年）5月17日 午前10時00分

(2) 場所 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市役所本庁舎 現場説明会場

8 入札書の記載方法

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札金額の見積りにあたり、消費税及び地方消費税の税率については、現行税率を用いて計算するものとする。

9 入札方法等

(1) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

(4) 第3回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴す

る。

(5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

10 落札者の決定

(1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 有効な入札のうち、最低の価格で入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札。

(2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札。

(3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札。

(4) その他、釧路市物品購入等入札心得（以下「入札心得」という。）第7条による。

12 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という）第2章第1節3規則第6条関係第2号イに基づき免除する。

13 入札結果の公表

入札結果については、落札者を決定した日の翌日（釧路市の休日を除く。）に、釧路市役所ホームページにより公表する。

14 契約締結期限

2024年（令和6年）5月23日までに契約を締結するものとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

15 契約保証金

(1) 契約の締結に際し、契約規則第29条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ア 納付期限

2024年（令和6年）5月23日

イ 納付場所

3の(1)③と同じ。

(2) (1)にかかわらず、落札者が契約規則第30条のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。

16 契約書作成の要否
要。

17 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

18 問い合わせ先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電 話 0154-31-4508

メール ke-keiyaku@city.kushiro.lg.jp